# 令和5年第7回(12月)上越市議会定例会

# 文教経済常任委員会資料【所管事務調査】

上越市子ども読書活動推進計画	(第4次)	の策定について	•	•	•	•	•	•	1
上越市子ども読書活動推進計画	(第4次)	(案)	•			•		•	別冊

所管	所管委員会		文教経済常任委員会
提	出	課	社会教育課高田図書館

#### 上越市子ども読書活動推進計画(第4次)の策定について

## 1 「子ども読書活動推進計画」とは

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するもの。平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」(以下、「推進法」という。)に定めがあり、国の策定は義務、地方公共団体の策定は努力義務となっている。

## 2 上越市のこれまでの策定状況

平成 16 年 12 月	上越市子ども読書活動推進計画策定
	計画期間:5年間(2004(H16)~2008(H20)年度)
平成 21 年 3 月	上越市子ども読書活動推進計画(第2次)策定
	計画期間:5年間(2009(H21)~2013(H25)年度)
平成 31 年 3 月	上越市子ども読書活動推進計画(第3次)策定
	計画期間:4年間(2019(H31)~2022(R4)年度)
	※R4 年度当初に計画期間を1年延長し、2023(R5)年度までと
	した。

## 3 策定の必要性

推進法第 4 条で地方公共団体に責務として課せられている子どもの読書活動の推進に関する施策を確実に行うためには全体的な指針が必要であり、その実効性を計るためには指標が不可欠である。また、子どもたちを取り巻く環境の変化を捉えながら、時代やニーズに合った施策を進めるためにも、必要に応じて計画の見直しを行うことが求められている。これらのことから計画の策定・更新を続けていく必要がある。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」より抜粋

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 4 策定の目的

上越市における子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。

#### 5 今後のスケジュール

時期	内容
12月下旬~1月下旬	パブリックコメントの実施
2月	教育委員会2月協議会において報告
	上越市立図書館協議会において報告
2月下旬~3月下旬	パブリックコメントの結果公表
3月下旬	公表